

商品概要説明書

うきうきキャンペーンプラス スーパー定期<単利型>

(平成19年4月2日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期貯金(M型)<単利型> (愛称:うきうきキャンペーンプラス スーパー定期)
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・定型方式 1年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	・一括預入 ・1,000,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 適用金利 利払頻度 計算方法 税金 金利情報の 入手方法	・預入時の店頭表示の利率に0.20%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20%(国税15%,地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特 約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・6ヶ月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ・6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×50%
10. 貯金保険制 度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考 となる事項	・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・年金友の会、その他の優遇金利との併用はできません。

商品概要説明書

うきうきキャンペーンプラス 大口定期貯金<単利型>

(平成19年4月2日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期貯金(単利型) (愛称:うきうきキャンペーンプラス 大口定期)
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・定型方式 1年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 適用金利 利払頻度 計算方法 税金 金利情報の 入手方法	・預入時の店頭表示の利率に0.20%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20%(国税15%,地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特 約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通貯金利率のうち、いずれか低い利率。 預入日の6か月後の応当日以降に解約する場合 次のA及びBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A 約定利率 - 約定利率 × 30% B $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) 基準利率()については、窓口におたずねください。
10. 貯金保険制 度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)

	と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・年金友の会、その他の優遇金利との併用はできません。

基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を満期日まで新たに預け入れるとした場合、その預入の際に適用される利率を基準とした利率。